

(仮称) 建築士事務所法の制定に向けて

平成 25 年 2 月 20 日



社団法人 日本建築士事務所協会連合会



日事連（社団法人日本建築士事務所協会連合会）は、建築士事務所の業務の適正な運営等を目的とする全国の建築士事務所協会で構成される連合会で、建築士法第 27 条の 2 で定められた法定団体です。

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2 丁目 21 番 6 号

TEL : 03-3552-1281 FAX : 03-3552-2066

<http://www.njr.or.jp/>

(3) (仮称) 建築士事務所法の全容

現行の建築士法
第6章等をベース

(建築士事務所等に関する基本的事項)

(第6章)

第23条～第23条の8 事務所登録、変更、廃業、抹消、業務報告

第23条の9～10 登録簿の閲覧、無登録業務の禁止

第24条 管理建築士

第24条の2～3 名義貸し禁止、再委託の制限

第24条の4～6 帳簿常備、図書保存、標識掲示、書類閲覧

第24条の7～8 重要事項説明、書面交付

第25条 業務報酬の基準決定と勧告

第26条～第26条の2 監督処分、報告、立入検査

第26条の3～4 指定事務所登録機関

第26条の5 管理建築士講習

第27条 国土交通省令への委任

(第7章)

第27条の2～5 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会



現実の問題点を踏まえて
新しく提示する **10** 項目

01. 無登録業務の禁止拡充／事務所名称の制限
 - 無資格・無登録者による業務受注の排除
 - 事務所名で資格や会社形態が判別できる
02. 開設者の責務／管理建築士の権限と責任
 - 経営責任者、技術責任者双方の社会的責任を規定
03. 契約締結の徹底
04. 書面契約の徹底
 - 明確な設計監理契約による建築トラブルの抑止
05. 一括再委託（丸投げ）禁止
 - すべての設計丸投げの禁止
06. 発注者の不当要求の禁止
07. 不当な低価格報酬の禁止
 - 発注者の社会的責任への言及
 - ダンピング受注（契約）の抑止
08. 賠償保険への加入^{※1}
 - 建築士事務所のかし担保能力の強化による損害救済率の向上
09. 事務所協会への自動入会^{※2}／立入り検査権限^{※3}
 - 団体による自律的監督体制の構築
10. 紛争審査会の設置
 - 建築トラブルを訴訟に至らせない早期解決のシステム作り

※1 強制加入ではなく加入努力義務としています

※2 強制加入ではなく拒否しない限り自動入会としています

※3 都道府県知事からの委託業務としての権限としています

(1) (仮称) 建築士事務所法の位置づけ



建築士の資格は世間によく知られているが・・・建築士事務所の業務は意外に知られていない！！

- どんな仕事？
- どんな役目？
- どうやって契約するの？
- 施工会社のサービス？

- 建築士法は建築士の資格について定めた法律
- 設計業務は、意匠、構造、設備などの専門技術者が協同して行う組織的作業で、ひとりの建築士だけでは完成しない
- しかし・・・業としての設計業務を規定する法律が整備されていない

設計業務が正しく律されていない為に
消費者を巻き込んださまざまなトラブルが発生！！

業務法の必要性 ⇒ (仮称) 建築士事務所法

(2) 日本における設計業態の多様性

